
鋼船規則検査要領

N 編

液化ガスばら積船

要
領

2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 達 第 4 号

2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議

2007年2月1日 達 第4号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

改正その1

N3 船体の配置

N3.2 居住区域、業務区域及び機関区域並びに制御場所

N3.2.4 空気取入口及び開口の位置

-4.として次の1項を加える。

-4. 規則 N 編 3.2.4 の適用上、船首楼内の区画については、発火源となり得るものが格納される場合であっても、貨物エリアに面する戸を設けて差し支えない。ただし、戸の位置は、規則 N 編 1.1.4(15)に規定する危険場所の範囲外とすること。

附 則（改正その1）

1. この達は、2007年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

N13 制御及び指示装置（計測、ガス検知）

N13.1 一般

N13.1.4 計測装置の較正及び試験

N13.1.4(1)を次のように改める。

- (1) 計測装置の製造時の試験及び検査は、各装置について、次の(a)から(c)に示すところによる。
 - (a) ガス検知装置は、次の i)又は ii)に示すところによる。
 - i) 船舶安全法第6条第3項（予備検査）又は第6条の四第1項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの。
 - ii) 財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの。
 - (b) 液面計測装置は、「舶用材料・機器等の承認及び認定要領7編4章」に示すところによる。
 - (c) 圧力計測装置及び温度計測装置は、附属書1「液化ガスばら積船用の装置及び機器に関する検査要領」による。

N13.6 ガス検知の要件

N13.6.1 を次のように改める。

N13.6.1 一般

規則 N 編 13.6.1 の規定にいう「本会が適当と認めるもの」とは、次の(1)又は(2)に該当するものをいう。

- (1) 船舶安全法第六条第三項（予備検査）又は第六条の四第一項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの。
- (2) 財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの。

附属書1「液化ガスばら積船用の装置及び機器に関する検査要領」

13章を次のように改める。

(削除)

附 則（改正その2）

1. この達は、2007年7月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。